

●香川県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年12月7日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 田面富田西線（264号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町石田東字板ノ尾 甲2998番2地先から さぬき市寒川町石田東字板ノ尾 甲3000番2地先まで	前	7.0～13.0	44	門入川砂防激甚災害対策特別緊急工事に伴う現道の付け替え及び平成18年香川県告示第652号により変更した区域の一部を不用物件化
さぬき市寒川町石田東字板ノ尾 甲2998番2地先から さぬき市寒川町石田東字板ノ尾 甲3000番3地先まで	後	5.2～34.5	25	

- 4 供用開始の期日 平成19年12月7日